

岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成18年 4月21日 条例第8号

改正 令和 2年 2月20日 条例第1号

令和 5年 2月10日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定により、岩手沿岸南部広域環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額に10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(補則)

第5条 この条例の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第1号）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。